

「税務システム等標準化検討会（第14回）」

議事概要

日 時：令和7年8月21日（木） 11:00～11:50

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

【構成員】

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
羽生真一郎	東京都 主税局総務部 システム管理課長
中村 郁夫	浜松市 財務部 税務総務課課長補佐（影山 元紀 参事兼税務総務課長の代理）
竹内 信介	神戸市 行財政局 税務課長
中嶋 健裕	前橋市 未来創造部 情報政策課長
菊地 真	三鷹市 市民部 市民税課長
大竹 芳弘	三条市 総務部 DX 推進課長
吉川 徹	飯田市 総務部 税務課長
林 英樹	豊橋市 財務部 市民税課長
徳平拓一郎	南国市 情報政策課長
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室長
鈴木 健一	全国知事会 調査第一部長
石川 拓海	全国市長会 財政部主事（伊藤 章司 財政部長の代理）
佐藤 弘徳	全国町村会 副参事（深澤 正志 財政部長の代理）
山口 最文	地方税共同機構 理事兼事務局長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長
三木 浩平	総務省 デジタル統括アドバイザー
千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
市川 康雄	総務省 自治税務局 企画課電子化推進室長

【欠席者】

小林 重義	富士市 デジタル推進室 情報システム課長
市川 靖之	総務省 自治税務局 企画課長
水野 敦志	総務省 自治税務局 都道府県税課長
福富 茂	総務省 自治税務局 市町村税課長
奥田 隆則	総務省 自治税務局 固定資産税課長
滝 陽介	総務省 自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室長

【準構成員】

日名子大輔	株式会社 RKKCS 第1システム本部副本部長兼税務システム部門部長
西田 浩平	北日本コンピューターサービス株式会社 滞納ソリューショングループ 滞納ソリューション営業課長

早田 浩史 Gcom ホールディングス株式会社 第2 製品開発部長
山下 仁志 株式会社シンク ソリューションサービス部長
亀井 勢 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部税務情報システムグループ課長
岩松 秀樹 株式会社電算 開発本部ソリューション2 部主幹
佐藤 貴浩 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門シニアプロフェッショナル
松本 晋 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部
第一開発本部 第二開発部担当部長
山縣 大輔 富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部
住民情報サービス事業部シニアディレクター

その他オブザーバー等

【議事次第】

1. 税務システム標準仕様書【第 5.0 版】(案) について

【意見交換(概要)】

1. 税務システム標準仕様書【第 5.0 版】(案) について

○ 「地方税における電子化の推進に関する検討会実務者 WG (令和 7 年第 3 回)」における、eLTAX を通じた納税通知書の電子通知希望の地方団体と納税者等との連携について、WG 資料では事前アップロード方式による送付と、API 連携による送付の方式が検討されている。当市と事業者で協議をしたところ、API 連携方式を実装することによるシステム改修の負担が大きくなる懸念が生じている。システム改修負担の少なさや、電子通知の即時性に優れた事前アップロード方式(地方税における電子化の推進に関する検討会実務者 WG の説明資料に記載されている連携方式のうち「独自符号(通知 IFS 変換)」がシステム改修への影響が少ない)で検討を進めるよう働きかけていただきたい。(神戸市)

→納税通知書のアップロード方式は、本年の「地方税における電子化の推進に関する検討会」で結論を出す想定であり、実務者 WG 構成員の神戸市様には検討会においてもご意見をいただきたいと考えている。なお、API 連携による電子通知希望の機能は、標準仕様書では標準オプション機能とする方向で検討しているため、すべての地方団体に実装を求めることは想定していない。また、当該機能を標準仕様書へ反映する際の具体的な内容については、WT 等を通じて自治体や事業者の皆様にお諮りしながら進めていく方針である。(総務省)

○ 標準システムに切り替わった団体が出てきている中で、今後も法改正等によるシステム改修が必要になると考えるが、その改修に係る費用の補助は現状どのようなものを想定しているか。(三条市)

→基本的な考え方としては、標準準拠システムへの移行後に、制度改正に伴ってシステム改修が必要な場合については、各制度所管省庁で検討の上、適切な措置をとることとなっている。(総務省)

→「標準準拠システム移行後の制度改正等に伴う自治体システム改修経費の財政措置について(基本的な考え方)」で示されているように、各制度所管省庁による制度改正でシステム改修が必要となった場合には、各制度所管省庁において、必要性を検討の上、国費又は地方財政措置で対応することを想定している。また、複数事業者の状況を確認したところ、制度改正に伴うパッケージの改修や自治体における適用作業を見越

したうえで予め利用料を設定することは困難という事業者が太宗であり、従前どおり各自治体システムのバージョンアップに係る費用を運用保守費とは別で事業者に支払う方式にすることで、平時の費用を抑えつつ、円滑なシステム改修が可能になると考えている。(デジタル庁)

→補助金の財源については理解した。一方で、事業者によって標準仕様書準拠システムへの対応時期が変わるため、自治体においても補助金の申請時期に差が生じることが想定されるが、申請の時期に応じて補助金が不公平に交付されることがないように検討を進めていただきたい。(三条市)

○ 現段階で標準システムに移行した自治体の多くは SaaS でなく IaaS に近い形式で実装しており、ベンダー一本でパッケージを開発し、各自治体においてパッケージを適用させる二段階の改修作業が発生しているため、デジタル庁が示した補助金の方式は当面においては合理的であると考えている。一方中長期的には、「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第5回）」で示されている公共 SaaS に移行することで、各自治体における適用作業の必要がなくなり、運用経費を下げられる自治体が増加することが考えられるため、今後の補助金交付については状況に即した形で柔軟に検討いただきたい。(総務省デジタル統括アドバイザー)

→必要な財政措置については、丁寧に検討していく想定である。(総務省)

以上